

新潟県病院局訓令第 1 号

新潟県病院局文書記号規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県文書記号規程の一部を改正する規程

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
第 2 条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。		第 2 条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。	
記 号	病 院 名 等	記 号	病 院 名 等
(略) 県 中 病	(略) 新潟県立中央病院	(略) 県 中 病	(略) 新潟県立中央病院
(略) 県 坂 病	(略) 新潟県立坂町病院	県 松 病	<u>新潟県立松代病院</u>
		(略)	(略)
		県 坂 病	新潟県立坂町病院
		県吉看専	<u>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</u>
			校
県まつ診 (略)	<u>新潟県立まつだい診療センター</u> (略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する